

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条から第三条まで」を「第二条、第二条の三から第三条まで、第八条」に改める。

第三条第二号ロ(2)「から四まで以外の部分中「第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて里親となることを希望している者」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に、「同条第二項」を「同条第一号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に改め、同号ロ(2)三中「（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて里親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。